

松 山 大 学 論 集
第 24 卷 第 5 号 抜 刷
2 0 1 2 年 12 月 発 行

フランスにおける最初の連結日の会計処理

村 上 宏 之

フランスにおける最初の連結日の会計処理

村 上 宏 之

I はじめに

フランスにおいては、EU（ヨーロッパ連合）で指定されている IFRS（国際財務報告基準）に準拠した連結決算書の作成は、規制市場（Euronext Paris）に上場している企業については強制されているが、規制市場に上場していない企業（非上場企業）については任意である。当該 IFRS に準拠した連結決算書の作成を選択しない非上場企業には、フランス商法および CRC（会計規制委員会、現 ANC（会計基準審議会））規則第 99-02 号が適用される。

フランスの非上場企業が連結決算書を作成するときには、全部連結、比例連結および持分法による連結の 3 つの連結方法のいずれかが用いられる（商法・法第 233 条の 18 および商法・規則第 233 条の 3 並びに CRC 規則第 99-02 号第 110 項）。企業を初めて連結するときには、全部連結および比例連結においては資本連結、持分法による連結においては持分法の適用が行われ、連結貸借対照表だけが作成される。

資本連結とは、親企業または共同支配投資企業の子企業（排他的支配下に存する企業）または共同支配企業（共同支配下に存する企業）に対する投資（親企業または共同支配投資企業が取得した子企業または共同支配企業の株式）とこれに対応する子企業または共同支配企業の自己資本とを相殺消去する手続きである。全部連結においては、子企業の株式の帳簿価額は当該子企業の自己資本を構成する資産および負債のすべてに置き換えられる（商法・規則第 233 条の 3）。比例連結においては、共同支配企業の株式の帳簿価額は当該共同支配

企業の自己資本を構成する資産および負債に対する共同支配投資企業の持分を表す部分(資本参加比率相当額)に置き換えられる(商法・規則第233条の3)。全部連結との重要な相違は、比例連結においては、共同支配投資企業の個別貸借対照表への共同支配企業の資産および負債の組入が、直接的少数株主持分の認識を行わないで、共同支配投資企業の資本参加持分を表す部分に比例してのみ行われるということにある(CRC規則第99-02号第280項)。

これに対して、持分法とは、投資企業が被投資企業(関連企業(重要な影響下に存する企業)並びに非全部連結子企業および非比例連結共同支配企業)の自己資本および損益のうち投資企業に帰属する部分の変動に応じて、当該投資(投資企業が取得した被投資企業の株式)額を連結決算日ごとに修正する方法である。持分法による連結においては、被投資企業の株式の帳簿価額は当該被投資企業の自己資本に対してその株式が表す持分に置き換えられる(商法・規則第233条の3並びにCRC規則第99-02号第291項)。

本稿は、IFRSに準拠した連結決算書を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して初めて連結決算書を作成するときの連結会計処理に関する最初の連結日、株式(投資)の取得原価の算定、被取得資産および負債の識別と評価並びに「のれん」の会計処理について、フランス会計基準の現状とその特徴を明らかにしようとするものである。

II 全部連結および比例連結

支配(排他的支配または共同支配)を獲得する株式(持分)の取得には、支配を1回の株式取得取引によって獲得する一括取得と複数回の株式取得取引によって獲得する段階取得がある。

A 一括取得による支配獲得

1 最初の連結日

最初の連結日とは、連結範囲への企業の組入日をいう。企業が初めて連結の範囲に含まれる日(支配の獲得日)に連結貸借対照表が作成され、その後の連

結決算日ごとに連結決算書が作成されるという意味で、最初の連結日の決定は重要である。

株式の一括取得によって従前は企業集団外に存した企業の支配獲得が行われる場合には、最初の連結日は支配の実質的獲得日（移転日）である。一括取得による場合、支配の実質的獲得日は次のいずれかである（CRC 規則第 99-02 号第 1020 項）¹⁾

- ① 一般的な場合には、株式の取得日
- ② 例外的な場合には、支配の移転が契約によって定められている日または事実上の状況から生じる日

支配の実質的獲得（移転）は、一般に、株式の移転に結び付いた議決権の移転に付随する（CRC 規則第 99-02 号第 1021 項）。したがって、一括取得による支配獲得の場合には、一般に、最初の連結日は株式の取得日すなわち当該株式の所有権移転日である²⁾。この場合、当該株式の取得日は、当該株式が上場株式であるか非上場株式であるかによって区別して決定されなければならない。

上場株式を OPA（Offre publique d'achat, 公開買付）によって取得する場合には、当該株式の所有権移転日は、取得企業が被取得株式に付与されている議決権を行使できる日である。上場株式を OPE（Offre publique d'échange, 公開交換）によって取得する場合には、当該株式の所有権移転日は、^a交換対価証券がすでに発行されているときは OPE 締切日または AMF（Autorité des marchés financiers, 金融市場審議会）による結論公表日、^b交換対価証券が未だ発行されていないときは増資を決定した臨時株主総会の日、^c臨時株主総会が取締役に委任しているときは AMF による結論公表日のいずれかである。また、非上場株式を取得する場合には、当該株式の所有権移転日は、移転事項または価格に関する当事者間の協定日ないし他の日が当事者間で取り決められているときは当該他の日である³⁾

最初の連結日は、例外的な場合に契約または事実上の状況のいずれかによって企業が株式取得日前後の日を支配の実質的獲得日とする正当な理由が存する

ときには、当該株式取得日とは異なる日となりうる。

契約によって株式移転日と異なる支配移転日が定められている場合には、最初の連結日は当該契約に定められている支配移転日である。ただし、契約が遡及条項を含むという事実だけでは株式移転日と異なる日を支配移転日とするには十分ではなく（CRC 規則第 99-02 号第 1020 項）、支配移転条項において取得企業に自己の資産を支配する方法と同一の方法によって被取得企業の資産を使用する可能性またはその使用を行おうとする可能性を移転することを定めるだけで十分である⁴⁾。

契約以外（事実上の状況）によって株式移転日とは異なる日（株式移転日前後の日）を支配移転日とする場合には、連結除外日についてのみ定めている CRC 規則第 99-02 号の規定（第 1021 項）が最初の連結日に対称的に適用される。したがって、例えば、④指揮機関または監督機関の構成員の交代が株式移転日前に行われるときには当該機関構成員の交代日（CRC 規則第 99-02 号第 1021 項）、⑤独占禁止当局に認可申請を行っているときにはその正式認可日が最初の連結日となりうる⁵⁾。

2 株式の取得原価の算定

最初の連結（連結範囲への企業の組入）は、取引（株式の購入、合併、交換、一部出資等）の法形態にかかわらず、取得企業による支配獲得から生じる。資産の一部出資とは、企業が他の企業に独立した事業部門を構成するすべての資産および負債を抛出する取引をいう（CRC 規則第 99-02 号第 21 項および第 280 項）。CRC 規則第 99-02 号では、取引の法形態にかかわらずすべての取引を取得とみなしており、当該取引はすべて公正価値に基づいて処理される⁶⁾。

従前は企業集団外に存した企業の株式（投資）の取得原価（*coût d'acquisition*）は、取得企業によって被取得企業に引き渡される対価（現金、その他の資産または連結企業によって発行・交付される株式の公正価値（*juste valeur*）の見積額）プラス取得に関連して直接支出される他のすべての費用（税金控除後）である（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。

(1) 取得価格の算定

株式の取得価格 (prix d'acquisition) とは、取得企業によって被取得企業に引き渡される対価の額をいう。被取得企業に引き渡される対価は、その対価の形態にかかわらず、公正価値によって評価される (CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項)。取得対価 (支払対価) の公正価値を算定する日は、一般に最初の連結日 (取得日) である⁷⁾。株式の取得対価の公正価値 (株式の取得価格) の算定は、その取得対価の形態の観点から、株式の取得対価として(a)現金および現金同等物が支払われるケース、(b)株式が発行・交付されるケース、(c)株式その他の資産が引き渡されるケースの3つに区別されうる。

(a) 株式の取得対価として現金または現金同等物が支払われるケース

株式の取得対価として現金または現金同等物が支払われる場合、実務上、現金または現金同等物の公正価値は、その名目価値 (valeur nominale)、支払いの繰延または分割払いが行われかつ割引 (割引率として最初の連結日における市場利子率が用いられる) の影響が重要であるときには割引現在価値 (valeur actualisée) である (CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項)⁸⁾。

(b) 株式の取得対価として株式が発行・交付されるケース

企業の株式の取得対価として株式 (親企業株式またはその他の連結企業株式⁹⁾) が発行・交付される場合、実務上、上場取得企業によって発行・交付される株式の公正価値は、最初の連結日における取引所相場 (市場価格 (valeur de marché)) であるが、取引所相場が通常の市場条件において入手される価格を表さないときにはその一時的な著しい変動の影響を緩和できる十分に長い期間の加重平均相場 (市場価格) に基づいて算定される。また、非上場取得企業によって発行・交付される株式の公正価値は、収益性、純資産、予想利益等といった多規準を考慮したアプローチまたは当該企業全体の状況および見通しの客観的評価に基づいて算定される¹⁰⁾。

(c) 株式の取得対価として株式その他の資産が引き渡されるケース

株式の取得対価として取得企業が所有する子企業等株式またはその他の資産

が引き渡される場合、株式の取得価格は被取得企業に引き渡される株式または資産の公正価値のうち少数株主に割り当てられる持分額である。なお、この場合、株式の取得原価と当該持分の最初の連結日前帳簿価額との差額は譲渡損益を成す（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。

(2) 取得価格の修正

契約によって1つまたは複数の事象に起因する取得価格の修正が定められている場合に、当該修正が行われる可能性が高くかつその金額が信頼しうる方法によって測定できるときには、当該修正額は最初の連結日の取得価格に含まなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。ただし、(a)取得価格の変動構成要素と(b)取得価格の条件付構成要素によって、最初の連結日後に当初取得価格は修正されることとなる¹¹⁾

(a) 取得価格の変動構成要素

取得価格の変動構成要素とは、将来の業績に依存し、取得価格に及ぼす影響が未だ最終的に認識されないが、本質的に将来確実に発生する事象をいう¹²⁾。株式取得取引の当初会計処理のときに、不確実性が存在する場合でも、情報の信頼性を損なわずに、修正額は一般に見積もることができる（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。最初の連結日に行われた取得価格の変動構成要素の当初見積もりが当該日後に見直される必要があるとき、または、例外的な場合にその要素が当該日後に初めて信頼しうる方法によって測定可能となるとき¹³⁾には、取得価格は修正されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。

(b) 取得価格の条件付構成要素

取得価格の条件付構成要素とは、特定の株式または社債の市場価格に依存し、最初の連結日後に実際に生起するか否かにかかわらず契約によって処理が定められている生起しうる事象をいう¹⁴⁾。取得価格に影響を及ぼす可能性が最初の連結日後に消滅するときには、取得価格は修正されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。

(3) 外貨表示の取得価格の換算

従前は企業集団外に存し、ユーロ圏外に存する企業の支配獲得が行われる場合には、株式の外貨表示の取得価格をユーロ表示の取得価格に換算するために用いられるレートは、最初の連結日における直物レート (taux de change en vigueur)、為替予約 (couverture de change) が最初の連結日 (外貨建取引日) 前に締結されているときは先物レート (taux de la couverture) である。為替予約日から最初の連結日までの為替予約に係る繰延為替差損益相当額 (report-déport) は、ユーロ表示の取得価格に算入され (CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項)、ヘッジ対象 (株式取得のための外貨建借入金) の残余期間にわたって損益として計上される (PCG 第 372 条の 2)¹⁵⁾

(4) 取得原価に算入される取得に直接要した支出額

株式の取得に直接関連する取得価格以外の費用 (取得に直接要した支出額) で、最初の連結日前に当該取得のために支出された費用¹⁶⁾ (取得の対価性が認められるもの) はすべて、税金を控除した額で、株式の取得原価に算入される。この費用には、例えば、当該取引に関与したコンサルタントまたは企業外部の専門家 (銀行を含む) に支払われる報酬、登録税等の法的手続きおよびこれに関連する費用、為替予約に係る費用、通知や広告に係る費用が含まれる (CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項)¹⁷⁾ ただし、取得対価として交付される株式の発行費 (CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項)、支配獲得の資金調達のための社債の発行費 (CRC 規則第 99-02 号第 300 項および PCG (プラン・コンタブル・ジェネラル) 第 361 条の 3) 並びに取得企業の組織再編費用は、取得原価には算入されない¹⁸⁾

3 被取得資産および負債の識別と評価

(1) 被取得資産および負債の識別

被取得企業の最初の連結日 (取得日) に、被取得資産および負債のうち識別可能資産および負債の取得原価 (valeur d'entrée) は公正価値によって評価される (CRC 規則第 99-02 号第 211 項および第 280 項)。したがって、被取得資

産および負債の識別は支配の実質的獲得日に行われる。

被取得企業の識別可能資産（無形固定資産を含む）および負債は、その価値が追跡可能であることを条件として、別個に評価されうる資産および負債である（CRC 規則第 99-02 号第 2111 項および第 280 項）。この識別規準を満たす被取得資産および負債は、取得企業によって連結貸借対照表作成のために通常用いられている評価方法にかかわらず、また、当該資産および負債が被取得企業の個別貸借対照表に表示されていない場合でも（CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項）、識別可能であるとみなされる。

(a) 識別可能資産および負債を構成する項目

ここでは、1)無形固定資産と2)危険引当金および費用引当金を取り上げてみよう。

1) 無形固定資産

特許権、商標権、顧客との契約関係といった無形固定資産は、①識別可能性の定義と②資産の一般計上基準のいずれも満たす場合には、のれん (*écart d'acquisition*) (以下、特に記載がない場合には、連結から生じる取得差額 (*écart d'acquisition*) を「のれん」という) と区分して¹⁹⁾ 計上されなければならない (CRC 規則第 99-02 号第 2111 項および第 280 項)。①無形固定資産が識別可能性の定義を満たす場合とは、当該資産が企業の活動から区別可能である場合、すなわち、契約、他の資産または負債と区別して、ないし、契約、他の資産または負債とともに、売却、移転、賃貸または交換されうる場合、もしくは、法律上または契約上の権利が移転不能ないし当該企業または他の権利および義務と区別不能であるときでも、当該資産が法律上または契約上の権利から生じる場合 (PCG 第 211 条の 3) をいう。②無形固定資産が資産の一般計上基準を満たす場合とは、当該資産が企業に将来の経済的便益または用益潜在力をもたらす可能性が高く、かつ、その原価または価値が十分な信頼性をもって評価される可能性が高い (PCG 第 311 条の 1) 場合をいう。

進行中の開発プロジェクトに係る費用（開発費）は、①識別可能性の定義と

②開発費の資産計上要件のいずれも満たす場合には、のれんと区分して²⁰⁾計上されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 2111 項、第 21122 項および第 280 項）。①開発費が識別可能性の定義を満たす場合とは、開発プロジェクトが十分な技術的成功と商業的収益性（経済的便益）の可能性を有するものとして明確に個別化できる場合（PCG 第 311 条の 3 第 2 項）をいう。②開発費が資産計上要件を満たす場合とは、a) 使用または売却の用に供する無形固定資産の完成に必要な技術的実行可能性があること、b) 当該無形固定資産を完成させ、それを使用または売却する意図があること、c) 当該無形固定資産を実際に使用または売却できること、d) 当該無形固定資産が将来の経済的便益をもたらす可能性が高いこと、e) 当該無形固定資産の開発を完了させ、それを使用または売却するために適切な技術的、財務的およびその他の資源を利用できること並びに f) 当該無形固定資産の開発に係る費用を信頼しうる方法によって評価できることの 6 要件が同時に満たされる（PCG 第 311 条の 3 第 2 項）場合をいう。

2) 危険引当金および費用引当金

組織再編費用引当金は、遅くとも最初の連結日に負債の計上要件を満たす場合にのみ、識別可能負債として（のれんを相手科目として²¹⁾）計上されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項）。組織再編費用引当金が負債の計上要件を満たす場合とは、組織再編費用が第三者に対する企業の義務であって、当初に企業の権限のある機関によって意思決定が行われ、関係する第三者への当該意思決定の通知によって具体化される義務から生じるときに、企業がその対価以上のものを期待しないことを条件として、負債を成す（PCG 第 312 条の 8 第 2 項）場合をいう。

組織再編費用引当金以外の引当金については、被取得企業の負債の評価は最初の連結日に識別されるすべての危険および費用（CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項）並びに取得企業の意図を考慮して行わなければならないという一般原則に準拠して、識別可能負債として（のれんを相手科目とし

て) 計上されなければならない²²⁾

(b) 識別可能資産および負債を構成しない項目

ここでは、1) 将来の営業損失、2) のれん (いわゆる営業権および連結調整勘定)、3) 繰延換算差額並びに 4) 投資助成金を取り上げてみよう。

1) 将来の営業損失

最初の連結日において継続予定の事業であるか売却または廃止予定の事業であるかにかかわらず、当該事業に係る将来の営業損失は、当該損失が最初の連結日における履行中の契約に係るものである場合を除いて、識別可能負債を成さない (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)²³⁾

2) のれん

営業権ともいわれ、被取得企業の個別貸借対照表に表示されているのれん (fonds de commerce ; fonds commercial) は、「貸借対照表において独立の評価および計上の対象とはならず、当該企業の潜在的活動能力の維持または向上を目的とする無形資産」(PCG 第 442 条勘定 20) であるので、識別可能資産を成さない (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。

また、連結調整勘定 (連結のれん) ともいわれ、被取得企業の連結貸借対照表に表示されているのれん (écart d'acquisition) の残高は、当該被取得企業が子企業等を支配して連結可能な資本参加を所有する²⁴⁾ 場合には、識別可能資産を成さない (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。

3) 繰延換算差額

被取得企業の個別貸借対照表に表示される借方または貸方換算差額 (為替換算調整勘定) は、識別可能資産または負債を成さない (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。したがって、借方換算差額に係る引当金も識別可能負債を成さない²⁵⁾

4) 投資助成金

投資助成金または設備助成金は、返還される可能性が高い部分を除いて、識別可能負債を成さない (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。

(2) 識別可能資産および負債の評価

(a) 識別可能資産および負債の取得原価

被取得資産および負債が識別されると、次に、識別可能資産および負債は、個別に取得または費用処理されたかのように（CRC 規則第 99-02 号第 21121 項、第 21122 項および第 280 項）、連結貸借対照表において区分計上されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 2111 項、第 21121 項および第 280 項）²⁶⁾

全部連結される子企業の識別可能資産および負債の連結貸借対照表上の取得原価は、全部公正価値（*juste valeur totale*）と一致する（CRC 規則第 99-02 号第 211 項）。このとき、少数株主持分は、子企業の識別可能資産および負債の公正価値による評価後の純資産（自己資本）に基づいて算定される（CRC 規則第 99-02 号第 21121 項）ので、その公正価値に対する持分と一致する²⁷⁾ また、同一の資産項目または負債項目の連結貸借対照表上の取得原価と被取得企業の個別貸借対照表上の帳簿価額（*valeur comptable*）との差額は、評価差額（*écart d'évaluation*）を成す（CRC 規則第 99-02 号第 211 項および第 280 項）。このように、フランスにおいても、子企業の識別可能資産および負債の評価に関しては、全面時価評価法（*méthode de la réestimation totale*）が強制されている²⁸⁾ なお、比例連結される共同支配企業の識別可能資産および負債は、当該資産および負債の公正価値に対する共同支配投資企業の持分を表す部分に等しい額で連結貸借対照表に計上される（CRC 規則第 99-02 号第 280 項）²⁹⁾

最初の連結日に、識別可能資産および負債の評価から生じる額は新しい総価値（*valeur brute*）を成す（CRC 規則第 99-02 号第 21120 項および第 280 項）。連結会計の観点からは、連結貸借対照表において区分計上される識別可能資産および負債の公正価値は、歴史的な原価（取得原価）である³⁰⁾ したがって、識別可能資産に関しては、その公正価値（新しい総価値）は売却損益（*plus ou moins-values en cas de cession*）並びに減価償却費および減損損失（*dotations aux amortissements et aux dépréciations*）を算定するための基礎の役割を果たす。識別可能負債に関しては、危険引当金および費用引当金の公正価値は当該引当金

の後の繰入および戻入を算定するための基礎を成す（CRC規則第99-02号第21120項および第280項）。なお、最初の連結日後は、識別可能資産および負債の公正価値による評価は、企業集団によって通常遵守される会計基準に準拠して、毎年行われなければならない（CRC規則第99-02号第21123項および第280項）。

(b) 識別可能資産および負債の公正価値の算定日

識別可能資産および負債の公正価値の算定は、後の事象を考慮せずに、最初の連結日に存在する状況に基づいて行われなければならない。ただし、取得企業は、実務上の理由によって、必要な分析および査定を行うため並びに当初見積もりを精緻化するために³¹⁾、最初の連結日後に始まる事業年度の末日に終了する期間（遅延認識（*décalai d'affectation*）³²⁾）を用いることができる。この場合には、最初の連結日後の最初の連結決算日に、公正価値を十分に信頼しうる方法によって見積もることができる識別可能資産および負債については、その公正価値が暫定的に評価されなければならない。最初の連結日後に始まる事業年度の末日（遅延認識の終了）までに、入手した新しい情報に基づいて識別可能資産または負債の当初公正価値が評価し直されて新しい評価額となる場合には、当該資産または負債の当初取得原価（当初公正価値）は修正されなければならない（CRC規則第99-02号第2110項および第280項）。なお、最初の連結日後に始まる事業年度の末日後は、最初の連結日に識別された資産および負債に係る未実現損益（*plus ou moins-values*）並びに最初の連結日に公正価値に基づいて計上された引当金の繰入額または戻入額は、原則としてのれんに影響を及ぼすことなく、当該末日後の期間の連結損益計算書に計上される（CRC規則第99-02号第21123項および第280項）。

(c) 識別可能資産および負債の公正価値の算定

識別可能資産および負債の公正価値は、最初の連結日に（CRC規則第99-02号第2110項および第280項）、取得企業によって定められた使用に基づいて、さらに取得企業によって連結貸借対照表作成のために通常用いられている評価

方法とは異なりうる評価方法を用いて、算定されなければならない。評価を行うために、当該資産は①非営業用資産と②営業用資産に分類されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21121 項、第 21122 項および第 280 項）。

① 非営業用資産の公正価値

非営業用資産とは、売却目的で短期間保有する資産または営業目的で保有しない資産をいう。非営業資産の公正価値は、最初の連結日における市場価格、市場が存在しない場合には売却見込額から処分費用見込額を控除した正味売却価額（*valeur vénale*）である。非営業用資産が残余保有見込期間中に収益をもたらさない場合に、割引の影響が重要であるときには、市場価格または正味売却価額は割り引かれなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21121 項および第 280 項）。

② 営業用資産の公正価値

営業用資産は、取得企業にとっての有効価値（*valeur d'utilité*）によって評価されなければならない。有効価値とは、最初の連結日において算定される公正価値（CRC 規則第 99-02 号第 2110 項³³⁾）であって、取得企業が意図する使用を考慮して当該資産を別個に取得する場合に支払いに同意したであろう価格をいう。一般に、有効価値は、営業用資産については、再調達原価（*valeur de remplacement*）、すなわち、場合によっては異なるが、取得企業が事業部門の生産維持を行うことができるように当該資産を新規資産に取り替えるために行わなければならないであろう投資額である（CRC 規則第 99-02 号第 21121 項および第 280 項）。

(d) 識別可能資産および負債の有効価値の算定手続き

ここでは、営業用資産および負債としての 1) 無形固定資産、2) 有形固定資産、3) 固定資産に属する有価証券、4) 棚卸資産、5) 金銭債権および債務、6) 流動資産に属する有価証券、7) 退職給付債務並びに 8) デリバティブについて、その有効価値（公正価値）の算定手続きを取り上げてみよう。

1) 無形固定資産

無形固定資産の有効価値は、同種の財貨に関して活発な市場が存在する場合には、その市場価格である。活発な市場とは、同質の財貨が公表価格で正規に交換される市場と解される。活発な市場が存在しない場合には、特にその領域の実務に基づく有効価値が用いられる（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

被取得企業がファイナンス・リース取引によってリース物件を保有する場合には、取得企業がリース物件を資産計上しないことを選択するときには、リース物件を使用する権利は、最初の連結日における①リース物件の公正価値と②未経過リース料残高と購入選択権との割引現在価値（割引率として最初の連結日における市場利子率が用いられる³⁴⁾）に相当する債務残高との差額で評価される。当該差額が負のときには、当該差額は負債に計上される（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。なお、最初の連結日に計上されたリース物件使用权は、その使用に応じて償却される（CRC規則第99-02号第21123項および第280項）。

被取得企業の個別貸借対照表に計上されているか否かにかかわらず、取得企業は設立費（*frais d'établissement*）の価値を評価しなければならない。当該設立費の取得原価は、被取得企業によって実際に支出された費用の額を超えることはできない（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

2) 有形固定資産

有形固定資産の有効価値は、一般財貨（特に土地および非事業用建物）については市場価格、営業に特有の財貨については正味再調達原価である。正味再調達原価とは、取得企業が意図する使用を考慮した同等新財貨の取得原価見積額から経過耐用年数に対応する減価償却累計見積額を控除した価額をいう。有形固定資産の正味再調達原価は、取得企業にとっては財貨の新しい総価値を成し、取得後の減価償却計算の基礎の役割を果たす（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

3) 固定資産に属する有価証券

資本参加株式およびその他の固定資産に属する有価証券は、取得企業にとっての有用性 (utilité) に基づいて評価されなければならない。全部連結、比例連結または持分法による連結のときに取得した子企業等の株式は、直接的に評価されないが、当該株式が表す子企業等の識別可能資産および負債をとおして評価される。これに対して、非連結企業の有価証券のうち上場有価証券については、最初の連結日における取引所相場 (市場価格) または取引所相場の一時的な著しい変動の影響を緩和するために十分に長い期間の加重平均相場 (市場価格) で評価される。非上場有価証券については、その有効価値は特に成長見込みの観点から比較可能な業種に属する企業において観察可能なキャッシュ・フローまたは損益の倍数に基づいて算定されうる (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。

4) 棚卸資産

棚卸資産の有効価値は、各棚卸資産項目を販売可能な状態にするために最初の連結日前に被取得企業によってすでに行われている努力を考慮すべきであるので、被取得企業の個別貸借対照表において計上されている取得原価または製造原価とは単純に一致しない。棚卸資産の有効価値は、取得企業が未だ行わなければならない生産および販売活動に係る正常売上総利益のみが後に取得企業の連結利益に寄与するように算定される必要がある (CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項)。

商品および製品 (完成品) は、売却見込額から見積追加販売経費および見積売上総利益並びに回転の遅い棚卸資産については保有に係る見積財務費用を控除した正味売却価額で評価される。見積売上総利益は、観察可能な市場における販売者の販売活動に係る正常売上総利益に基づいて算定される。仕掛品は、製品の正味売却価額から見積追加製造原価および製造者の見積追加売上総利益を控除した正味売却価額で評価される。履行中の長期工事契約または役務提供契約については、当該契約の進捗度に対応する見積売上総利益は仕掛品の取得

原価に含まれる。原材料は、再調達原価で評価される（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

5) 金銭債権および債務

貸付金およびその他の債権並びに債務の有効価値は、その名目価値³⁵⁾（債権金額または債務額）、割引の影響が重要な場合には期日に受払いされる債権金額または債務額を最初の連結日における市場利子率で割り引いた現在価値である（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。社債（emprunts）については、これと同等の社債を発行するとしたときの見積発行費を考慮して、市場利子率が決定される³⁶⁾

6) 流動資産に属する有価証券

一時所有の有価証券（titres de placement）は、売却見込額（上場有価証券については取引所相場）から売却費用見込額を控除した正味実現可能価値（valeur de réalisation）すなわち正味売却価値で評価される（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

7) 退職給付債務

退職一時金、退職付加金、医療給付金、功労金といった従業員に支給される長期退職給付に係るすべての債務は、取得企業が連結上で識別せず、会計処理原則を適用しないという前提であったとしても、退職給付制度の財政状況に基づいて識別、引当経理されなければならない（CRC規則第99-02号第21122項および第280項）。

退職給付債務は、[Ⓐ]最初の連結日における保険数理上のどのような債務も繰り延べることなく、取得企業に固有の保険数理上の方法によって、[Ⓑ]場合によっては予定組織再編計画と整合性のある受益者数を考慮して、[Ⓒ]当該債務を賄うために積み立てられた年金資産の最初の連結日における実現可能価値を控除して、評価されなければならない。当該資産の実現可能価値が保険数理上の債務の公正価値を超える場合には、その超過額は、返還方式か将来掛金の減額方式かにかかわらず、企業がそれを回収することができる額で、資産に計上さ

れる（CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項）。なお、最初の連結日に計上された退職給付引当金は、その使用に応じて戻し入れられる（CRC 規則第 99-02 号第 21123 項および第 280 項）。

8) デリバティブ

被取得企業が当事者であるスワップ、オプション等の確定または条件付先物契約（*contrats à terme fermes ou conditionnels*）すなわちデリバティブは、最初の連結日における取得原価（公正価値）で資産または負債として計上される。デリバティブの取得原価は、当該デリバティブが組織市場で上場または取引されている場合には取引所相場（市場価格）、店頭市場で取引されている場合には一般に認められた実務上の評価技法を用いて算定される市場価格である（CRC 規則第 99-02 号第 21122 項および第 280 項）。なお、デリバティブ取引がヘッジ取引の場合には、その取引が組織市場で行われているものであるか店頭市場で行われているものであるかにかかわらず、ヘッジ手段（デリバティブ）に係る損益（実現損益および未実現損益）は、ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ対象に係る損益の会計処理方法と対称的な会計処理方法によって、当該期間の損益として計上される（PCG 第 372 条の 2）。これに対して、デリバティブ取引がヘッジ取引以外の取引（投機取引）の場合には、組織市場で取引されているデリバティブのときは、値洗（時価評価）によって生じる損益（実現損益および未実現損益）は当該期間の損益として計上される（PCG 第 372 条の 3）。店頭市場で取引されているデリバティブのときは、未実現利得は当該期間の利得として計上されず、未実現損失に対しては危険引当金が設定される。また、実現損益は当該期間の損益として計上される（商法・法第 123 条の 18、商法・法第 123 条の 20 および商法・法第 123 条の 21 並びに PCG 第 372 条の 3）。

4 のれんの会計処理

最初の連結日（取得日）における取得企業が取得した被取得企業の株式の取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の総評価額（公正価値）に対す

る取得企業の持分³⁷⁾との差額が「のれん」を成す（CRC 規則第 99-02 号第 21 項および第 280 項）。正ののれん（*écart d'acquisition positif*）とは「企業の支配獲得がもたらす優位性、すなわち、競争企業の排除、購入または販売の保証、生産条件の改善、国外への進出等の対価として支払われた価格部分を表すまたは含む」（旧 1982 年 PCG（1986 年追補「連結決算書に関する方法論」第 2101 項）ものをいう³⁸⁾）負ののれん（*écart d'acquisition négatif*）とは、一般に、有利な条件で行われた取得による潜在的差益または被取得企業の不十分な収益性に対応するものをいう（CRC 規則第 99-02 号第 21131 項および第 280 項）。

（1）のれんの修正

CRC 規則第 99-02 号では、当初のれんの修正を生じさせる事象として、被取得企業の株式の取得原価の修正、識別可能資産および負債の公正価値の見積もりの変更、危険引当金および組織再編費用引当金の過剰額の戻入、誤謬の訂正の 4 つが限定列挙されている³⁹⁾。

当初見積もりの変更によって被取得企業の株式の取得原価が修正される場合には、のれんは修正されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 210 項および第 280 項）。

最初の連結日後に始まる事業年度の末日までに、入手した新しい情報に基づいて識別可能資産または負債の当初公正価値が修正される場合には、のれんの総価値および償却累計額は修正されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 2110 項および第 280 項）。

最初の連結日に計上された危険引当金および組織再編費用引当金の額が当該日後に始まる事業年度の末日後に過剰であることが判明した場合には、当該引当金過剰額はのれんの減損処理（*amortissement exceptionnel*）を行うことによるのみ戻し入れられる。後にのれんを償却するときには、減損損失（*dépréciation*）を控除した帳簿価額に基づいて償却が行われなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21123 項および第 280 項）。

最初の連結日に算定された識別可能資産および負債の公正価値が見積もりの

変更のためではなく最初の連結日に生じた誤謬のために正しくないことが判明した場合には、当該価値はのれんの遡及処理を行うことによって訂正されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21123 項および第 280 項）。

(2) のれんの会計処理

のれんは、正ののれんについてはその効果の及ぶ期間にわたって、負ののれんについては取得の実態に基づいた適切な期間で、定期的に償却されなければならない（商法・規則第 233 条の 5 並びに CRC 規則第 99-02 号第 21130 項、第 21131 項および第 280 項）。

のれんの償却期間に関しては、被取得企業の現在の状況、取得取引の状況や企業集団または被取得企業の将来の状況を考慮して決定される必要がある。実務上は、最長期間 40 年にわたる償却が採用されている⁴⁰⁾ 償却方法に関しては、のれんによってもたらされる将来の経済的便益の予測費消速度を表す方法を用いる必要がある。実務上は、ほとんどの場合に、定額法による償却が採用されている⁴¹⁾

(a) 正ののれんの会計処理

正ののれんは、連結貸借対照表の固定資産に「のれん」(Ecart d'acquisition) として区分表示されなければならない（商法・規則第 233 条の 5 並びに CRC 規則第 99-02 号第 21130 項、第 280 項および第 40 項）。

正ののれんは、償却計画に基づいて（商法・規則第 233 条の 5）、最初の連結日に用いられた前提および文書で定められた目的を可能な限り合理的に反映する期間にわたって償却されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21130 項および第 280 項）。

正ののれんの償却計画を決定する要件に不利で重要な変動が生じた場合には、当初償却計画の修正、のれんの回収可能価額 (valeur recouvrable) が正味帳簿価額を下回るときには⁴²⁾ 減損処理が行われなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21130 項および第 280 項）。減損処理を行った後は、価値が回復するに向かったとしても、減損損失の戻入を行うことはできない⁴³⁾ 有利で重

要な変動が生じた場合には、減損損失を控除して、将来の償却計画の修正が行われなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21130 項および第 280 項）。

(b) 負ののれんの会計処理

最初の連結日に活発な市場に基づいて評価されえない無形固定資産は、当該資産が負ののれんを発生または増加させることとなる場合には、連結貸借対照表に計上されてはならない（CRC 規則第 99-02 号第 21131 項および第 280 項）。このように、負ののれんの認識となる無形固定資産の識別については、①負ののれんを発生または増加させることとなる場合には、無形固定資産の計上は活発な市場に基づいて評価されうる無形固定資産に限定されることと②負ののれんを生じさせることとなる正の評価差額の認識には他にどのような制限も設けられていないことが明確にされている。負ののれんを計上する前には、識別可能資産の過大評価または識別可能負債の過小評価の有無を確認しておく必要がある。この確認が行われた後に、負の残高(*excédent négatif; solde négatif résiduel*) すなわち負ののれんが確定される⁴⁴⁾

負ののれんは、連結貸借対照表の負債に引当金 (*Provisions*)⁴⁵⁾ として区分表示されなければならない（商法・規則第 233 条の 5 並びに CRC 規則第 99-02 号第 21131 項、第 280 項および第 40 項）。

負ののれんは、引当金戻入計画に基づいて（商法・規則第 233 条の 5）、最初の連結日に用いられた前提および定められた目的を反映する期間にわたって戻し入れられなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21131 項および第 280 項）。このように、フランスにおいては、負ののれんは、引当金として計上され、その戻入期間にわたって償却されている。

(c) のれんの自己資本からの控除可能性

例外的な場合には、連結附属説明書 (*annexe*) (連結注記表) に正当な理由を記載することを条件として、正ののれんを自己資本から控除または負ののれんを自己資本に計上することができるとされている（商法・規則第 233 条の 5 並びに CRC 規則第 99-02 号第 212 項および第 280 項）。「例外的な場合には」と

は「会計規定の適用が財産、財務および損益の状況につき真実かつ公正な概観を提示するためには不適切であることが明らかとなる場合には」（商法・法第123条の14および商法・法第233条の21）と解され（CRC規則第99-02号第212項および第280項）、当該会計規定からの離脱の旨およびその正当な理由並びに企業集団の財産、財務および損益の状況に及ぼす影響は連結附属説明書に記載されなければならない（商法・法第123条の14および商法・法第233条の21並びにCRC規則第99-02号第212項および第280項）。例外的な場合を限定することによって、正ののれんを自己資本から控除する可能性または負ののれんを自己資本に計上する可能性は、実務上、実質的に削除されていると解されている⁴⁶⁾

B 段階取得による支配獲得

1 最初の連結日

株式の段階取得によって従前は企業集団外に存した企業の支配獲得が行われる場合には、最初の連結日は、一括取得による支配獲得の場合と同じく、支配の実質的獲得日である。段階取得による場合、支配の実質的獲得日は次のいずれかである（CRC規則第99-02号第1020項）⁴⁷⁾

- ① 一般的な場合には、支配を獲得することができる株式の取得日
- ② 例外的な場合には、支配の獲得が契約によって定められている日または事実上の状況から生じる日

2 株式の取得原価の算定

株式の段階取得によって支配の獲得が行われる場合には、株式（投資）の取得原価総額は、一括取得による支配獲得の場合と同一の方法を適用して算定される各取引に係る取得原価の合計額⁴⁸⁾である（CRC規則第99-02号第220項および第280項）。このように、フランスにおいては、段階取得による場合には、株式の取得原価総額は最初の連結日における公正価値によって算定されていない。

3 被取得資産および負債の識別と評価

被取得資産および負債の識別と評価は、一括取得による支配獲得の場合と同じく、最初の連結日に行われる。識別可能資産および負債の公正価値は、一括取得による支配獲得の場合と同一の方法を適用して算定される（CRC 規則第99-02号第220項および第280項）。

4 のれんの会計処理

最初の連結日における取得企業が取得した被取得企業の株式の取得原価総額と被取得企業の識別可能資産および負債の総評価額（公正価値）に対する取得企業の持分との差額が「のれん」を成す。このように、フランスにおいても、一括法による会計処理のみが認められている。当該のれんの会計処理は、一括取得による支配獲得の場合と同一の方法を適用して行われる（CRC 規則第99-02号第220項および第280項）。

Ⅲ 持分法

1 最初の連結日

従前は企業集団外に存した企業に重要な影響力の行使が行われる場合には、最初の連結日は、当該影響力を行使する可能性が実質的に獲得される日である。重要な影響力の実質的獲得日は、全部連結および比例連結（支配）の場合と同様に、次のいずれかである（CRC 規則第99-02号第1020項）⁴⁹⁾

- ① 一般的な場合には、一括取得のときは株式の取得日、段階取得のときは重要な影響力を獲得することができる株式の取得日
- ② 例外的な場合には、重要な影響力の獲得が契約によって定められている日または事実上の状況から生じる日

2 株式の取得原価の算定

持分法による最初の連結は、最初の連結日に、投資企業が取得した被投資企業の株式（投資）の帳簿価額を被投資企業の自己資本に対して当該株式が表す持分に置き換えることにある（商法・規則第233条の3並びにCRC 規則第99

-02 号第 291 項)。

被投資企業の株式の帳簿価額は、全部連結および比例連結の場合と同一の方法によって算定される取得原価または取得原価総額（以下、特に記載がない場合には、一括取得による場合の取得原価と段階取得による場合の取得原価総額を併せて「取得原価」という）である⁵⁰⁾したがって、当該株式の取得原価（帳簿価額）は、投資企業によって被投資企業に引き渡される対価の公正価値（取得価格）プラス取得に関連して直接支出される他のすべての費用（税金控除後）である（CRC 規則第 99-02 号第 290 項）。

3 自己資本

被投資企業の自己資本（純資産）は、最初の連結日に全部連結および比例連結の場合と同一の方法を適用して識別される被投資企業の資産および負債のうち公正価値によって評価される識別可能資産と負債との差額である（CRC 規則第 99-02 号第 291 項）。持分法が適用される株式は、原則として当該株式の所有企業（または所有複数企業）の資本参加比率、例外的な場合には親企業の持分比率（商法・規則第 233 条の 4 第 2 項⁵¹⁾）によって表される自己資本に対する持分額と一致し、連結貸借対照表の固定資産に「持分法適用株式」（Titres mis en équivalence）として区分表示される（CRC 規則第 99-02 号第 40 項）。

4 のれんの会計処理

最初の連結日における投資企業が取得した被投資企業の株式の取得原価と被投資企業の自己資本に対して当該株式が表す持分との差額が「のれん」を成す（CRC 規則第 99-02 号第 291 項）。当該のれんは、全部連結および比例連結の場合と同一の方法を適用して、株式（投資）に含めて処理されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 290 項）。

IV 結びにかえて

IFRS に準拠した連結決算書を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して初めて連結決算書を作成するときの連結会

計処理に関して、フランス会計基準の現状とその特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① 全部連結および比例連結においては、取得企業の被取得企業に対する投資額（取得企業が取得した被取得企業の株式の取得原価）が一括取得による支配獲得の場合には支配の実質的獲得日の取得原価であるのに対して段階取得による支配獲得の場合には支配を実質的に獲得するに至った各取引に係る取得原価の合計額である点を除いて、一括取得による支配獲得と段階取得による支配獲得のいずれによっても最初の連結会計処理は同一である。
- ② 子企業および共同支配企業の最初の連結日は、支配の実質的獲得日である。
- ③ 株式（投資）の取得原価は、取得企業によって被取得企業に引き渡される対価の公正価値（取得価格）プラス取得に関連して直接支出される他のすべての費用（税金控除後）である。取得原価の必要な修正額は、当該修正が行われる可能性が高くかつその金額が信頼しうる方法によって測定できるときには、最初の連結日以後の取得原価に含まなければならない。
- ④ 最初の連結日に、被取得資産および負債のうち識別可能資産および負債の取得原価は公正価値によって評価される。識別規準（価値が追跡可能であることを条件として、別個に評価されうること）を満たす識別可能資産および負債は、連結貸借対照表において区分計上されなければならない。

識別可能資産および負債の公正価値は、最初の連結日に、^㉑当該日に存在する状況に基づいて、^㉒非営業用資産と営業用資産に分類して、取得企業によって定められた使用に基づいて、さらに^㉓取得企業によって連結貸借対照表作成のために通常用いられている評価方法とは異なりうる評価方法を用いて、算定されなければならない。識別可能資産および負債の公正価値を算定するために最初の連結日後に始まる事業年度の末日に終了する期間を用いる場合には、当該公正価値は最初の連結日後の最初の連結決算

日に十分に信頼しうる方法によって見積もることができるときに暫定的に評価され、最初の連結日後に始まる事業年度の末日までに修正されなければならない。

- ⑤ 最初の連結日における取得企業が取得した被取得企業の株式の取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の公正価値に対する取得企業の持分との差額が「のれん」を成す。正ののれんは、固定資産として計上され、償却計画に基づいて償却されなければならない。当該償却計画の決定要件に不利で重要な変動が生じたときには、当初償却計画の修正、場合によっては減損処理が行われなければならない。なお、減損損失の戻入を行うことは認められていない。負ののれんは、引当金として計上され、引当金戻入計画に基づいて戻し入れられなければならない。
- ⑥ 上記の全部連結および比例連結による最初の連結会計処理は、持分法による最初の連結会計処理にも適用される。持分法による最初の連結は、最初の連結日（重要な影響力の実質的獲得日）に、投資企業が取得した被投資企業の株式の帳簿価額（取得原価）を被投資企業の自己資本に対して当該株式が表す持分に置き換えることにある。

最初の連結日における投資企業が取得した被投資企業の株式の取得原価と被投資企業の自己資本に対して当該株式が表す持分との差額である「のれん」は、全部連結および比例連結の場合と同一の方法を適用して、株式（投資）に含めて処理されなければならない。

注

- 1) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *Comptes consolidés : Règles françaises 2012*, Francis Lefebvre, Levallois 2012, n° 5030, p. 413.
- 2) Cf. *ibid.*, n° 5031, p. 413.
- 3) *Ibid.*, n° 5031-1, pp. 413-414.
- 4) *Ibid.*, n° 5032, pp. 414-415.
- 5) *Ibid.*, p. 415.

- 6) *Ibid.*, n° 5231, p. 484.
- 7) Cf. *ibid.*, n° 5045, p. 417.
- 8) *Ibid.*, n°s 5046 et 5047, p. 418.
- 9) *Ibid.*, n° 5231, p. 484.
- 10) *Ibid.*, n°s 5237 et 5238, pp. 485-486.
- 11) *Ibid.*, n° 5050, p. 419.
- 12) *Ibid.*.
- 13) *Ibid.*, n°s 5051 et 5052, p. 420.
- 14) *Ibid.*, n° 5050, p. 419.
- 15) *Ibid.*, n° 5058, p.422. Cf. Dufils, Pierre/Lopater, Claude, *Comptable 2012*, Francis Lefebvre, Levallois 2011, n° 1421, p. 601.
- 16) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *op. cit.*, n° 5060, p. 423.
- 17) *Ibid.*.
- 18) *Ibid.*, n° 5061, p. 423.
- 19) Cf. *ibid.*, n° 5081, p. 429.
- 20) Cf. *ibid.*, n° 5103, p. 436.
- 21) *Ibid.*, n° 5087, pp. 430-431.
- 22) *Ibid.*, n°s 5088-1, 5088-2, 5088-3 et 5088-4, p. 432.
- 23) *Ibid.*, n°s 5090 et 5091, p. 433.
- 24) Cf. *ibid.*, n° 5094, p. 434.
- 25) *Ibid.*, n° 5095, p. 435.
- 26) *Ibid.*, n° 5101, pp. 435-436.
- 27) Cf. *ibid.*, n° 5108, p. 438.
- 28) Cf. *ibid.*, n° 5110, p. 438.
- 29) Cf. *ibid.*, n° 5112, p. 439.
- 30) Cf. *ibid.*, n° 5109, p. 438.
- 31) *Ibid.*, n° 5119, p. 443.
- 32) *Ibid.*.
- 33) Cf. *ibid.*, n° 5124, p. 446.
- 34) *Ibid.*, n° 5133, p. 449.
- 35) *Ibid.*, n° 5147, p. 456.
- 36) *Ibid.*.
- 37) Cf. *ibid.*, n° 5166, p. 464.
- 38) *Ibid.*, n° 5167, p. 466.
- 39) *Ibid.*, n° 5175, p. 469.
- 40) *Ibid.*, n°s 5191-1 et 5192, pp. 474-475 ainsi que n° 5206, p. 479.

- 41) *Ibid.*, n° 5190, pp. 473-474.
- 42) *Ibid.*, n° 5193, p. 475.
- 43) Cf. *ibid.*, n° 5195, pp. 475-476.
- 44) *Ibid.*, n° 5202, p. 478.
- 45) Cf. *ibid.*, n° 5205, p. 478.
- 46) *Ibid.*, n° 5213, p. 480.
- 47) *Ibid.*, n° 5220, p. 481.
- 48) *Ibid.*, n° 5222, p. 482.
- 49) *Ibid.*, n° 5289, p. 508.
- 50) Cf. *ibid.*, n° 5290, p. 508.
- 51) *Ibid.*, n° 5294, p. 509.